

悪質商法の被害にあわないために

○ 「悪質商法」って何？

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

悪質商法

利殖勧誘事犯

出資法、金融商品取引法、無限連鎖講防止法違反等に係る事犯。詐欺に当たるものも含む。

特定商取引等事犯

特定商取引法に違反する行為及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯

○ 「悪質商法」の現状を教えて！

【利殖勧誘事犯】

- 令和3年中の被害人員は**約13万人**、被害額は**約1,100億円**です。
- 令和3年中に受理した相談件数は**3,109件**で、40歳未満の相談当事者の割合は37.4%となっており、**比較的若い世代の相談割合が、顕著な増加傾向**にあります。

【特定商取引等事犯】

- 令和3年中の被害人員は**約4万8,000人**、被害額は**約63億円**です。
- 令和3年中に受理した相談件数は**8,646件**で、引き続き**全体では高齢者（65歳以上）からの相談が多い**状況ですが、**20歳代では、連鎖販売取引事犯や業務提供誘引販売取引事犯に関する相談が多い**などの特徴が見られます。

○ 早期に相談を！

悪質業者にお金を払い、**期間が経過してから警察に相談**に来られる方が多くみられます。「**変だな**」と思ったら、**早めに警察等に相談**してください。

会員制や紹介料などをうたっていることがあります。たとえ、SNSで華やかに見えたり、親しい人からの誘いであつたりしても、**注意**してください！

～ 検挙事例 ～

【利殖勧誘事犯】

1 暗号資産等の裁定取引に係る金融商品取引法違反事件

会社役員(53)らは、内閣総理大臣の登録を受けないで、平成31年3月頃から令和2年11月頃までの間、全国でセミナーを開催するなど、若者を中心に連鎖的に勧誘する方法で出資者を増やし、市場価格の理論価格からの一時的なずれを利ざやとする取引である裁定取引を海外の投資会社が暗号資産等を用いて行う事業に出資すれば、利益の配当を受けることができると勧誘し、全国の延べ約10万3,000人から654億円相当の暗号資産を集め、第二種金融商品取引業を行った。

令和3年11月、7人を金融商品取引法違反(無登録業)で検挙した。

また、押収した現金(約5億1,000万円)について追徴保全が行われた(警視庁)。

2 高級自動車転売事業投資名下の出資法違反等事件

自動車販売会社の代表取締役(41)らは、高級自動車転売事業への投資名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成30年6月頃から平成31年3月頃までの間、高級自動車売買取引の実態がないにもかかわらず、「高級自動車転売ビジネスのスーパーカーファンドに出資すれば配当が受け取れ、元本も保証されている。」などのうそで勧誘し、関西地方を中心に約150人から約10億2,000万円をだまし取るなどした。

令和3年7月までに、7人を出資法違反(預り金の禁止)、詐欺罪で検挙した(大阪)。

3 金取引名下の出資法違反等事件

会社顧問(66)らは、海外での金取引で利益を上げる事業への投資名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成28年11月から令和元年7月までの間、受け取った金銭を同事業で運用するつもりもなく、他の顧客への分配金の支払いなどに充てる意図であり、預かった金銭を償還できる見込みも能力もないにもかかわらず、「後日、事業の取引によって得た利益を分配金として支払う。」「元本は守られている。」などのうそで勧誘し、19都道府県の約240人から約14億円をだまし取るなどした。

令和3年8月までに、6人を出資法違反(預り金の禁止)、詐欺罪で検挙した(岡山)。



投資額 (100万円単位)	投資 1 週	投資 2 週	投資 3 週	投資 4 週
200万円	0.5%	1,000円	0.5%	1,000円
300万円	0.5%	2,000円	1.5%	75,000円
500万円	0.5%	40,000円	1.5%	180,000円
1,000万円	0.7%	100,000円	2.7%	2,000,000円
1 億円	0.8%	400,000円	2.6%	3,400,000円
2 億円	0.9%	1,800,000円	2.7%	5,400,000円
3 億円	1%	3,000,000円	3%	9,000,000円

(犯行に使用されたパンフレット類)

4 バイナリーオプション投資運用名下の出資法違反等事件

会社役員(43)らは、相場の値動きを二者択一で予想するバイナリーオプションでの投資運用を名目として金銭をだまし取ろうと考え、平成29年6月から令和元年11月までの間、バイナリーオプションで確実に利益を得られる見込みもなく、受け取った金銭をバイナリーオプションで運用するつもりもないにもかかわらず、自らを敏腕投資家と称し、「バイナリーオプションで運用している。必ず利益が出る。元本も保証する。」などのうそで勧誘し、6県の約40人から約1億円をだまし取るなどした。

令和3年4月までに、3人を出資法違反(預り金の禁止)、詐欺罪で検挙した(福井)。

5 暗号資産の売買に係る資金決済法違反事件

会社役員(30)らは、内閣総理大臣の登録を受けないで、平成28年3月から令和元年12月までの間、20歳代の若者を中心に「今後、暗号資産は10倍から20倍に値上がりする。」「手数料がないから取引所で買うより得だ。」「人を紹介すれば紹介料も払う。」などと言って顧客の紹介で連鎖的に顧客を増やし、約500人に対して4億5,000万円相当の暗号資産を販売した。

令和3年5月、3人を資金決済法違反(暗号資産の無登録交換業)で検挙した(和歌山)。

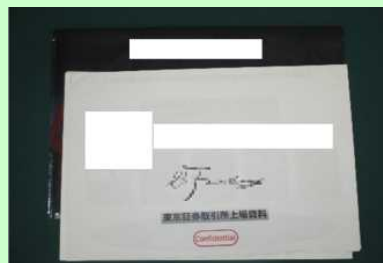
6 果物の転売事業等名下の詐欺事件

会社員(37)らは、果物の転売事業等への投資名目で金銭をだまし取ろうと考え、平成29年2月頃から平成31年3月頃までの間、顧客の決済金及び配当金等の支払を確実に行うことができる事業収益が得られる見込みもなく、すでに資金繰りはひっ迫しており、約束通り顧客への配当金等の支払を継続できる見込みもないにもかかわらず、果物を海外に転売して利益を得られると謳い、「果物をクレジットカード決済で買うと、購入代金に1.5%~3%の配当が受け取ることができる。」「保証金を入金すれば、金額に応じた配当が得られ、いつでも保証金全額が返金される。」などのうそで勧誘し、約930人から約133億5,600万円をだまし取った。

令和3年11月までに、6人を詐欺罪で検挙した(愛知)。



(犯行に使用されたハードウェアウォレット)



(犯行に使用されたパンフレット類)

【特定商取引等事犯】

1 地方公務員らによる連鎖販売取引契約締結の勧誘に係る特定商取引法違反事件

地方公務員(26)らは、報酬目当てに、令和2年1月頃から令和3年11月頃までの間、連鎖販売業者の有料会員契約の勧誘が目的であることを隠匿し、マッチングアプリやSNSを利用して知り合った複数の恋愛交際目的の相手を公衆の出入りがない建物内に誘引して同会員契約の締結について勧誘し、3府県の約50人との間で連鎖販売取引契約を締結した。

令和3年11月、2人を特定商取引法違反(目的隠匿勧誘)で検挙した(京都)。

2 鍵の修理業者による鍵の修理契約に係る特定商取引法違反等事件

鍵の修理業者の代表取締役(26)らは、令和2年11月頃から令和3年6月頃までの間、ウェブサイトを見て鍵の解錠等を依頼してきた顧客と、依頼の額を大きく超える高額で役務提供契約を締結した際、現に活動している住所等が記載されていない書面を交付するなどし、7都府県の約7,000人との間で約3億2,000万円の役務提供契約を締結した。

令和3年11月までに、12人・1法人を特定商取引法違反(不備書面の交付)等で検挙した(大阪)。

3 訪問販売員らによる火災保険請求サポート契約に係る特定商取引法違反事件

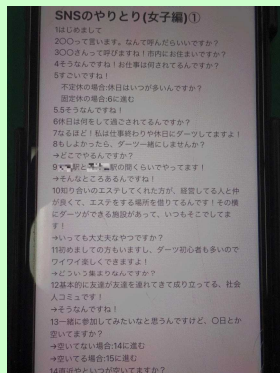
訪問販売員(22)らは、令和3年4月、顧客方を訪問し、家屋修繕にかかる火災保険請求サポート契約を締結した際、事業者の代表者氏名が記載されていない書面を交付して、保険会社から支払われた保険金の35%を事業者に支払う旨の役務提供契約を締結するとともに、その後、当該契約の解除を申し出た同顧客に対し、解除を妨げるために、理由がなければクーリングオフができないなどと不実のことを告げるなどした。

同年10月、2人・1法人を特定商取引法違反(不実の告知等)で検挙した(三重)。

4 訪問販売業者による物干し竿の訪問販売に係る特定商取引法違反事件

訪問販売業を営む者(40)は、令和2年4月から令和3年11月までの間、物干し竿の売買契約の締結について勧誘をするに際し、物干し竿の販売価格等を故意に告げず、かつ顧客の物干し台に合わせた長さで切断し、「竿を切っているからキャンセルできない。」などと不実のことを告げ、さらに顧客方に居座って執拗に代金を請求するなど威迫して困惑させるとともに、契約解除に関する事項等の記載が無く、虚偽の販売業者の住所地等を記載した書面を交付し、11都府県の164人との間で約1,700万円の売買契約を締結した。

令和3年11月、特定商取引法違反(重要事項の不告知等)で検挙した(茨城)。



(犯行に使用された勧誘マニュアル)



(業者が販売していた物干し竿)

～ 悪質商法の被害にあわないためのポイント ～

「悪質業者は、う・そ・つ・き！」

う

うまい話を信用しない！

うまい話、絶対もうかる話には、必ず大きな落とし穴・・・

そ

そうだんする！

ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に相談を

つ

つられて返事をしない！すぐに契約しない！

悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます

き

きっぱり！ はっきり！ 断る！

あいまいな返事をせず、キッパリ！ ハッキリ！ 断る！

～ 不安を感じたとき、被害にあったときの相談窓口 ～

- 最寄りの警察本部または警察署
- 警察相談専用電話（「#9110」番）
- 都道府県の消費生活センターまたは市町村の消費生活相談窓口
（消費者ホットライン 188番）

～ 振込先金融機関への連絡 ～

- ◆ 社債、未公開株、投資被害でお困りの方へ（リーフレット）
URL : <https://cms.npa.hq.admix.go.jp/safetylife/seikeikan/leaflet.pdf>
- ◆ 社債、未公開株、投資被害でお困りの方へ（ポスター）
URL : <https://cms.npa.hq.admix.go.jp/safetylife/seikeikan/poster.pdf>